

県立病院跡地利活用事業に係る 「これまでの公募」と「今回の公募」との主な変更点について

1 今回の公募について

県立病院跡地については、引き続き「県立病院跡地利活用基本計画」の考え方に基づき利活用を進めてまいります。

また、事業の進め方としては、先行して「子どもの屋内遊び場を核とした公共施設」を整備するため、跡地北側の土地を活用することとします。

収益施設については、公共施設の募集とは別に検討を進めております。

2 事業者の募集に係る要件等について

(1) 事業手法について

①事業者公募の範囲

今回の公募	これまでの公募
公共施設のみを公募	公共施設と収益施設の一体公募

②公共施設の事業方式

今回の公募	これまでの公募
DBO方式 (SPCの組成は求めない)	DBO方式 (SPCの組成あり)

※DBO：Design-Build-Operateの略

設計、建設、運営を一括して民間事業者へ委ねる方式

※SPC：Special-Purpose-Companyの略

複数の企業が事業体を組んで設立する特別目的会社

(2) 事業用地のゾーニングについて

今回の公募	これまでの公募
公共施設を跡地北側へ配置する	応募事業者が公共施設、収益施設等の配置を提案

(3) 運営業務等について

①運営業務に当たる者の応募要件（実績要件）の緩和を行いました。

具体的には、「図書館、公民館などの社会教育施設及び生涯学習施設及びスポーツ施設などの公共施設」を運営した実績についても認めることとしました。

②県立病院跡地に整備する施設をはじめ、子育て世帯のまちなかでの活動の促進や負担軽減を含めて子育て環境の充実を図るため、運営業務において、乳幼児の一時預かり事業を追加しました。

※ 詳細は、募集要項をご確認ください。

(4) 事業費等について

これまでの積算を基本として物価変動分や一時預かり事業分の増額、SPC 経費の減額など全体事業費を精査しました。